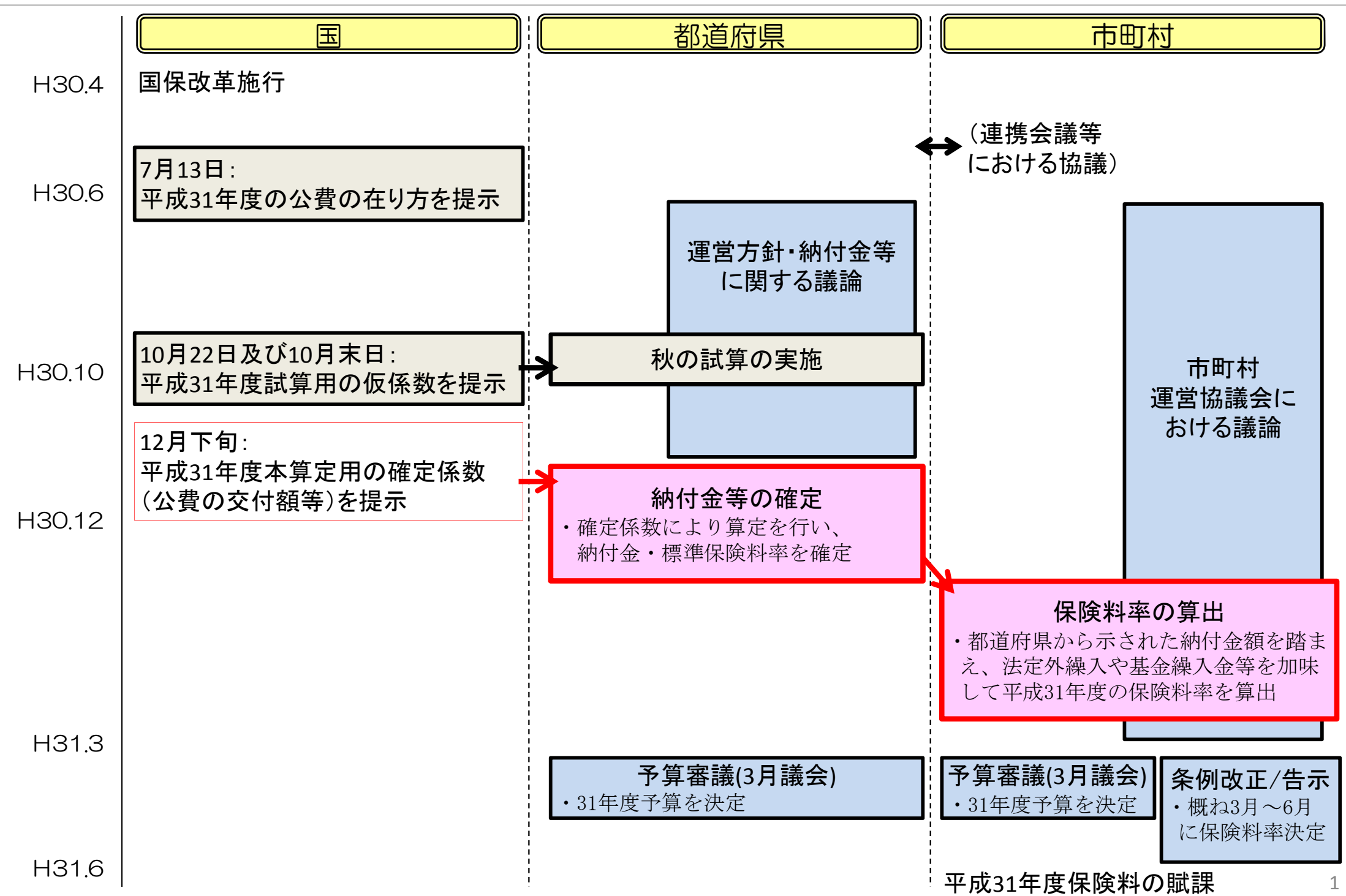


平成31年度国保事業費納付金の算定スケジュールについて

平成30年12月17日

和歌山県福祉保健部健康局国民健康保険課

平成31年度納付金等の算定スケジュール



納付金算定における今後のスケジュール

- 12月下旬 国より本係数の提示
- 1月上旬 本係数算定結果の市町村内示
- 1月中旬 本係数算定結果の市町村正式通知
(知事決裁後)
- 2月上旬 本算定結果を第2回運営協議会で報告

和歌山県における納付金・標準保険料率の主な算定方法(H30)

項目	方針	理由	
①保険料水準の考え方	・市町村ごとの医療費水準に応じた保険料から、将来的な保険料水準の統一を目指す	・医療費水準や収納率に差異があるため、保険者機能の発揮により医療費水準の平準化が図られた段階で統一を検討。 ・国保運営方針では、平成39年度の統一を目指している。	
納付金	②賦課限度額	・国が政令で定める額と同額	・被保険者間の衡平(こうへい)及び公平な所得水準の算定のため(平成30年度の引き上げは、行わない見込み)
	③高額医療費の共同負担	・共同負担は実施しない	・①高額医療費負担金により一定の負担緩和が図られるため ・②著しく高額な医療費が発生した場合でも、保険給付に必要な額は、全額県から交付されるため
	④保険者努力支援制度(県分)の取扱い	・県の保険料収納必要総額から減算	・都道府県分として配分された公費の効果を全市町村が享受できるようにするとともに、保険料負担の平準化を図るため ・医療費水準を反映させるか、今後検討を実施していく。
	⑤特別調整交付金都道府県分(子ども被保険者)	・国が示す配分割合に応じ、市町村へ再配分	・国が交付する特別調整交付金であり、交付者である国が再配分を基本とすると示しており、また、新制度移行に伴う激変要因を減らすため
	⑥相対的必要給付	・保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の給付に拡大しない	・被保険者一人当たりの保健事業費、葬祭費、出産育児一時金については、市町村ごとに較差があるため(ガイドラインの原則どおり)
	⑦ α ・ β の取扱い	・ $\alpha=1$ 、 β =所得水準(約0.77)	・医療費水準や所得水準に応じた公平な保険料にするため
	標準保険料率	⑧保険料算定方式	・医療分、後期分、介護分ともに3方式
⑨収納率		・各市町村の収納率実績の直近5年平均	・市町村ごとの実態を適切に反映させるため
⑩応益割の割合		・均等割:平等割=7:3	・均等割:平等割は、現行の政令を参考に70:30にしている市町村が大半であり、制度改正による影響を抑えるため

和歌山県における納付金・標準保険料率の主な算定方法(H31)

項目	方針	理由	
①保険料水準の考え方	・市町村ごとの医療費水準に応じた保険料から、将来的な保険料水準の統一を目指す	・医療費水準や収納率に差異があるため、保険者機能の発揮により医療費水準の平準化が図られた段階で統一を検討。 ・国保運営方針では、平成39年度の統一を目指している。	
納付金	②賦課限度額	・国が政令で定める額と同額	・被保険者間の衡平(こうへい)及び公平な所得水準の算定のため (平成31年度は、医療分を540,000円→580,000円へ引き上げ)
	③高額医療費の共同負担	・共同負担は実施しない	・①高額医療費負担金により一定の負担緩和が図られるため ・②著しく高額な医療費が発生した場合でも、保険給付に必要な額は、全額県から交付されるため
	④保険者努力支援制度(県分)の取扱い	・県の保険料収納必要総額から減算	・都道府県分として配分された公費の効果を全市町村が享受できるようにするとともに、保険料負担の平準化を図るため ・医療費水準を反映させるか、今後検討を実施していく。
	⑤特別調整交付金都道府県分(子ども被保険者)	・国が示す配分割合に応じ、市町村へ再配分	・国が交付する特別調整交付金であり、交付者である国が再配分を基本とすると示しており、また、新制度移行に伴う激変要因を減らすため
	⑥相対的必要給付	・保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の給付に拡大しない	・被保険者一人当たりの保健事業費、葬祭費、出産育児一時金については、市町村ごとに較差があるため(ガイドラインの原則どおり)
	⑦ α ・ β の取扱い	・ $\alpha=1$ 、 β =所得水準(約0.79)	・医療費水準や所得水準に応じた公平な保険料にするため
	標準保険料率	⑧保険料算定方式	・医療分、後期分、介護分ともに3方式
⑨収納率		・各市町村の収納率実績の直近5年平均	・市町村ごとの実態を適切に反映させるため
⑩応益割の割合		・均等割:平等割=7:3	・均等割:平等割は、旧政令を参考に70:30にしている市町村が大半であり、制度改正による影響を抑えるため

納付金算定上の係数について

- 保険給付費等の推計に当たっては国が示す係数を参考として推計を行うこととなるため、平成30年度は10月22日及び10月末日を目途に仮係数をお示しし、12月末を目途に確定係数を提示する予定（前期交付金は10月末を予定）。
- 保険者努力支援交付金や都道府県向けの特例調整交付金（暫定措置）、特別調整交付金（追加激変緩和、子ども特調）は確定係数の額と実際の交付額が基本的に一致するが、その他の係数については予算の執行段階で変わる可能性が高く、変動幅は係数によって異なることに留意する。
- 都道府県は、国が係数通知で示す基準の考え方を参考に都道府県統一の算定条件を定めて都道府県が予め決定すべき係数を設定する。設定された係数及びその考え方については、市町村に示すことを基本とする。

		平成30年1月	平成30年11月	平成31年1月
		本算定（確定係数）	秋の試算（仮係数）	本算定（確定係数）
対象予算		平成30年度予算ベース	平成31年度予算ベース	
追加公費		約1,600億円	約1,600億円	同左
内訳	普通調整交付金	約300億円	約350億円	
	暫定措置	約300億円	約250億円	
	特別調整交付金	約100億円（子ども）	約100億円（子ども）	
	保険者努力（都道府県）	約500億円	約500億円	
	保険者努力（市町村）	約340億円 （別途特調より160億円）	約300億円 （別途特調より約200億円）	
特別高額医療費共同事業		約60億円	約60億円	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・特調による追加激変緩和措置として100億円を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（84億円）を提示 ・保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額(速報値)を提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期高齢者交付金等がほぼ確定額に ・保険者努力支援制度の交付見込額を提示

※追加公費のうち、精神、非自発分（約100億円）については未反映。追加公費の総額部分については四捨五入を行っている。